

第 三 次
羽村市防犯、交通安全及び
火災予防を推進する計画

計画期間

平成 27 年 4 月～平成 30 年 3 月

平成 27 年 4 月

羽 村 市

目 次

1	計画の基本的事項	1
	(1) 計画策定の趣旨	1
	(2) 計画の対象範囲と長期総合計画との関連	1
	(3) 計画期間	3
2	羽村市における犯罪、交通事故、火災の発生状況と防止に関する課題	3
	(1) 犯罪の発生状況と防止に関する課題	3
	(2) 交通事故の発生状況と防止に関する課題	4
	(3) 火災の発生状況と予防に関する課題	6
3	計画の目標及び基本方針	7
4	推進計画	9
	(1) 計画の体系図	9
	(2) 施策の展開	10
	【基本方針1】市民一人ひとりの生活安全に関する意識の高揚	10
	【基本方針2】地域における生活安全に関する取組みの拡大	12
	【基本方針3】総合的な生活安全に関する施策の推進体制の整備	19
5	計画を推進するために	24
	(1) 推進会議の役割	24
	(2) 推進会議の組織	24
■	資料編 羽村市における犯罪、交通事故、火災の発生状況	25
	1 犯罪の発生件数の推移	25
	2 交通事故の発生件数等の推移	28
	3 火災の発生件数の推移	31

1 計画の基本的事項

(1) 計画策定の趣旨

「羽村市防犯、交通安全及び火災予防を推進する計画」は、「羽村市防犯、交通安全及び火災予防に関する条例 第7条」に基づき、誰もが安全で安心して暮らせるまちの実現に向け、生活の安全の確保に関する具体的な施策を、総合的かつ計画的に推進するために策定するものです。

(2) 計画の対象範囲と長期総合計画との関連

【計画の対象範囲】

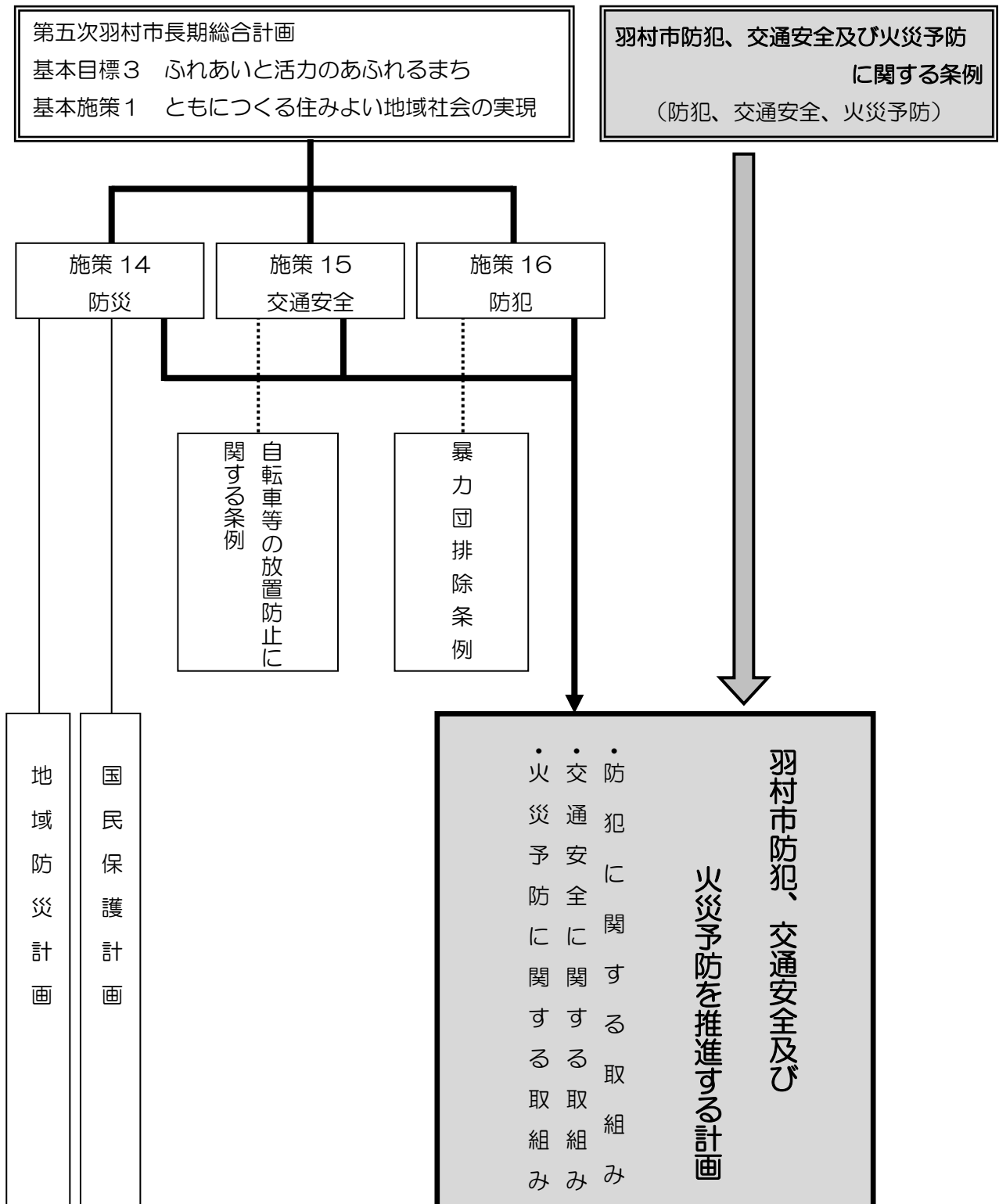
市民の安全に関し、既に市では、個別の計画として震災等の災害対策については「羽村市地域防災計画」、武力攻撃や大規模なテロ等への対策については「羽村市国民保護計画」が設けられています。また、交通安全対策では、交通を阻害する路上に放置された自転車及び原動機付自転車について、「羽村市自転車等の放置防止に関する条例」を定めています。

「羽村市防犯、交通安全及び火災予防に関する条例」は、これらの個別計画等と整合性を図りながら、防災、交通安全及び火災予防の分野において、市民が安全で安心して暮らせるための環境整備にかかるガイドラインとして定めるものです。

本計画は、この条例に基づき定められるものであることから、その対象範囲は、防犯、交通安全及び火災予防の分野として位置付けます。

【計画の位置付け（長期総合計画等との関係）】

本計画は、「羽村市防犯、交通安全及び火災予防に関する条例」第7条に基づき、策定する計画であると同時に、羽村市長期総合計画が目指す防災、交通安全、防犯の対策の面から実現するものであり、誰もが安全で安心して暮らせるまちの実現に向け、生活の安全の確保に関する具体的な施策を総合的に推進する計画です。



(3) 計画期間

本計画の実効性を確保するためには、刻々と変わる社会情勢や、市内における犯罪・交通事故・火災などの状況の変化に対応した計画とする必要があることから、計画期間は3年間とし、3年ごとに計画内容の見直しを図ることとします。

なお、社会情勢に応じた軽微な変更については、随時変更することとします。

2 羽村市における犯罪、交通事故、火災の発生状況と防止に関する課題

(1) 犯罪の発生状況と防止に関する課題

【犯罪の発生状況】

平成10年からの市内における犯罪発生件数をみると、平成11年に年間の犯罪発生件数が1,000件を突破して以来増加傾向にありましたが、平成14年の1,388件をピークに減少傾向となり、平成19年以降は、800件前後で推移しています。

平成26年の年間犯罪件数は777件となっており、特徴として福生警察署管内において他の自治体よりも自転車盗が多く発生し、さらに高齢者を狙った「振り込め詐欺」等、新たな手口による犯罪被害が発生しています。

市内における振り込め詐欺等の被害総額は、平成24年中は約1,200万円、平成25年中は約2,100万円、平成26年中は約3,311万円であり、年々被害額が増加している状況です。これは、振り込め詐欺の手口が多様化・巧妙化しているという背景があります。(詳細は資料編P26参照)

そのほかに、近年では合法ドラッグ、脱法ハーブと呼ばれる危険ドラッグを一般市民が簡単に購入できる状況となっています。羽村市では危険ドラッグを吸引し自動車の運転を行い、交通事故を引き起こす事例は発生していませんが、十分に注意しなければならぬ状況にあります。

(詳細は資料編P24参照)

【犯罪防止に関する課題】

現在、犯罪防止策として市民生活安全パトロールをはじめ、市内の各所において地域住民や事業所などの方々によりパトロールや見守りなどの活動を実施するとともに、市内の駅周辺に防犯カメラを設置し、街頭における犯罪の抑止に努めています。

一方で、振り込め詐欺などの詐欺犯罪を防止することは、パトロールや見守り活動では困難であることから、防犯キャンペーン等による啓発活動や、市内の全高齢者世帯の自宅へ訪問し、直接本人に振り込め詐欺などの説明を行うとともに、金融機関などと連携し、新たな手口による詐欺などの犯罪を防ぐ対策を講じることが課題となっています。

また、市内における自転車盗が、福生警察署管内の他の自治体に比べ、発生件数が多くなっています。その要因として、駅周辺に設置する自転車駐車場の数が多いことで自転車が盗まれることと、監視体制が手薄な集合住宅内の駐輪場での自転車盗が増えていることが上げられます。さらに、無施錠で自転車を駐車している方も多いことから、自転車盗に対する防止策を講じることが必要となっています。

このほかに、危険ドラッグに対する危険性の認識の向上について対策を講じることが課題となっています。

(2) 交通事故の発生状況と防止に関する課題

【交通事故の発生状況】

平成 10 年からの市内における交通（人身）事故の年間発生件数をみると、平成 10 年の 393 件から平成 11 年の 454 件に増加して以来、3 年連続で増加しましたが、平成 13 年の 497 件をピークに平成 20 年まで減少し、平成 21 年から 2 年間増加しましたが、それ以降は減少傾向に転じており、平成 26 年は 164 件となっています。

また、この間の交通（人身）事故による死傷者数についても、発生件数と同様に平成 13 年の 601 人をピークに減少傾向にあり、平成 26 年は 185 人となっています。

（詳細は資料編 P28 参照）

【交通事故防止に関する課題】

市内における交通（人身）事故については発生件数、死傷者数とも減少傾向にあります。

警視庁管内では、高齢者を当事者とする事故の発生件数は、平成 23 年をピークに減少傾向となっており、死者数については、ほぼ横ばいの状態で推移しています。

しかしながら、都内の平成 26 年中における交通事故死者数は 172 人で、このうち高齢者は 65 人（約 38%）となっており、年齢層別では最も多くなっています。信号無視、横断歩道以外での横断、交通ルールを無視した運転などが事故の主な理由となっていることから、春秋の全国交通安全運動や T O K Y O 交通安全キャンペーンなどにおいても高齢者の事故防止が重点目標に掲げられています。市でも交通安全推進委員会及び福生警察署などの関係機関と連携しながら、こうしたキャンペーン等を通じて、高齢者向けに事故防止のための啓発活動を一層推進していく必要があります。

また、自転車事故の多発に関しては、交通ルールを無視した危険な運転やマナーの悪化が大きな要因として考えられます。自転車利用のルール、マナーは子どものうちから身に着けることが大切であることから、市では、小・中学校において自転車の安全な乗り方を含めた交通安全教室を実施しており、高齢者の参加も呼びかけを行っています。

今後もこれらを継続するとともに、一般市民向けの啓発活動にも取り組む必要があることから、自転車利用者のルールの遵守とマナーの向上をどのように推進していくかが、自転車事故防止に向けた大きな課題となっています。

(3) 火災の発生状況と予防に関する課題

【火災の発生状況】

平成 10 年からの火災の発生状況をみると、発生件数は増減を繰り返しながら、平成 19 年をピークに減少傾向にありましたが、平成 23 年から 2 年間増加してからは、概ね年間 20 件～30 件の間で推移しています。

また、発生件数に大きな増減はありませんが、平成 24、25 年は工場火災が発生したことにより焼損床面積が他の年に比べて増加しています。

平成 26 年の火災発生件数は 20 件となっています。

(詳細は資料編 P30 参照)

【火災予防に関する課題】

平成 10 年からの発生した火災の原因別発生件数の合計をみると、放火（疑いを含む）によるものが約 41%にのぼっており、大きな問題と捉えています。

市の特徴として工場が集中している地域があり、工場火災が発生すると大規模な火災につながる可能性があります。平成 24、25 年には工場での火災が発生していることから、福生消防署と連携し、事業者の意識の向上と火災予防に力を入れていく必要があります。

また、平成 25 年度に「羽村市民の火災予防活動の向上に関する協働宣言」を市、福生消防署、NPO 法人市民パトロールセンターはむらの三者による協働宣言を行ったことにより、火災予防等による安全活動の推進強化を図ることを目的とした、関係機関との連携・協力を行う必要があります。

今後も、火災予防のための啓発活動や地域ぐるみで放火されない環境づくり等を推進するとともに、パトロール活動に一層力を入れていくことが課題となっています。

3 計画の目標及び基本方針

今後、羽村市が、誰もが安全で安心して暮らせるまちづくりに向けて、この計画を推進するうえでの目標及び基本方針を次のように定めます。

目 標

誰もが安全で安心して暮らせるまちの実現

基本方針

1 市民一人ひとりの生活安全に関する意識の高揚

誰もが安全で安心して暮らせるまちの実現のためには、まず市民自らが生活の安全の確保についての意識を持つことが重要であることから、防犯、交通安全、火災予防といった生活安全に関する意識の高揚を図ります。

2 地域における生活安全に関する取組みの拡大

誰もが安全で安心して暮らせるまちの実現のためには、「自分たちの地域は、自分たちで守る」という意識をもって、それぞれの地域において団体や個人が連携・協力しながらパトロール、見守り活動などに取り組むことが重要であることから、地域における生活安全に関する取組みの拡大を図ります。

3 総合的な生活安全に関する施策の推進体制の整備

誰もが安全で安心して暮らせるまちの実現のためには、市、市民、事業者、土地等管理者がそれぞれの責務を果たしつつ、連携・協力しながら市全体で総合的な生活安全に関する施策を推進していくことが重要であることから、その推進体制を整備していきます。

羽村市防犯、交通安全及び火災予防に関する条例における 市、市民、事業者、土地等管理者の責務

【市の責務（条例第3条）】

市は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる施策を実施するものとする。

- (1) 生活の安全を確保するための計画の策定、啓発活動、情報提供及び環境整備
- (2) 市民、事業者及び土地等管理者の活動に対する支援
- (3) 前2号に掲げるもののほか、生活の安全を確保するために必要と認める事項

2 市は、前項の施策を推進するため、関係行政機関及び関係団体等と連携を図るものとする。

【市民の責務（条例第4条）】

市民は、自らの生活の安全の確保に必要な措置を講じ、相互に協力して生活の安全を確保する活動を推進するよう努めるものとする。

【事業者の責務（条例第5条）】

事業者は、所有若しくは管理する施設又は事業活動に関し、生活の安全の確保に必要な措置を講ずるものとする。

【土地等管理者の責務（条例第6条）】

土地等管理者は、所有又は管理する土地等に関し、生活の安全を確保するために必要な措置を講ずるものとする。

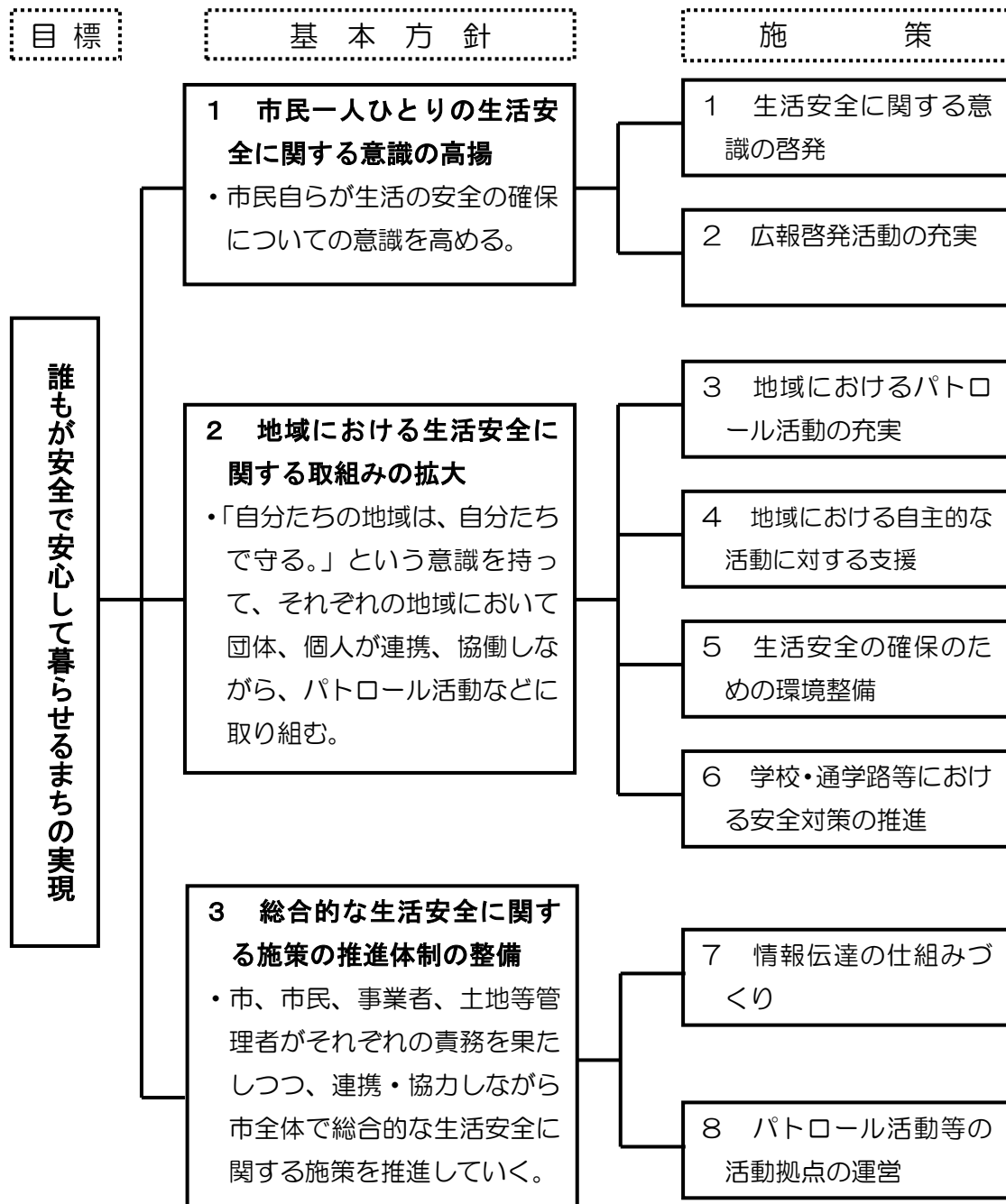
○参考（条例第1条 目的）

この条例は、羽村市内における犯罪、交通事故、火災を未然に防ぐため、羽村市、市民、事業者及び土地等管理者が果たすべき責務を明らかにし、生活の安全の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、誰もが安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現を図ることを目的とする。

4 推進計画

(1) 計画の体系図

推進計画の体系は次のとおりとします。



(2) 施策の展開

【基本方針1】 市民一人ひとりの生活安全に関する意識の高揚

【施策1】 生活安全に関する意識の啓発

誰もが安全で安心して暮らせるまちの実現のためには、自らが生活の安全の確保についての意識を持つことが重要です。このためには、防犯、交通安全及び火災予防といった生活安全に関する知識の習得が必要であることから、市では関係機関と連携しながら、さまざまな機会をとらえて啓発活動に取り組みます。

A 市の取組み

具体的な取組み	取組みの内容	担当課
防犯意識の啓発活動の実施	・福生警察署などの関係機関と連携・協力しながら、市のイベントや防犯キャンペーンにおいて、犯罪防止と犯罪被害に遭わないための知識の普及啓発活動に取り組みます。	防災安全課
防犯に関する講習会等の開催	・福生警察署などの関係機関や市民等と連携・協力しながら、防犯対策に関する情報を提供するため、防犯講習会（座談会）等を開催します。	防災安全課
交通安全教育の充実	・福生警察署などの関係機関と連携・協力しながら、各種講習会や児童・生徒を対象とした交通安全教室を実施し、交通安全に関する知識の普及に努めます。 ・自転車事故防止のために、自転車運転のルールへの遵守とマナーの向上や、自転車安全教室（自転車運転免許制度）の充実に努めます。 ・高齢者の交通事故防止策として、高齢者向けの交通安全講習会を実施します。 ・高校生及び女性を対象とした交通安全講習会を実施します。	防災安全課 学校教育課 小・中学校
火災予防のための警戒・啓発活動の実施	・福生消防署などの関係機関と連携・協力しながら、消防団による火災予防のための警戒・啓発活動をはじめ、市のイベント時における広報活動などを通じて、市民等の火災予防のための知識の普及と意識啓発に取り組みます。	防災安全課

B 市民の取組み

具体的な取組み	取 組 み の 内 容
生活安全に関する知識の習得	・市民は、自らの生活安全の確保のため、防犯、交通安全及び火災予防に関する必要な知識の習得に努めます。
広報媒体の活用とイベント等への参加	・市及び官公庁が発信する情報を極力活用し、生活安全等に関するイベント等へ積極的に参加します。

C 事業者の取組み

具体的な取組み	取 組 み の 内 容
生活安全に関する知識の習得	・自らの事業活動及び所有または管理する施設の安全確保のため、防犯、交通安全及び火災予防に関する必要な知識の習得に努めます。

【施策2】 広報啓発活動の充実

防犯、交通安全、火災予防など生活の安全に関する情報をより多くの市民、事業者に提供し、それぞれの知識の習得及び意識の啓発を促進していくために、さまざまなメディアを使って、タイムリーな情報提供に努めます。

A 市の取組み

具体的な取組み	取 組 み の 内 容	担 当 課
広報啓発活動の充実	・市民、事業者及び関係機関と連携しながら、防犯、交通安全及び火災予防に関する知識の普及啓発のため、広報はむら、市公式サイト、テレビはむらをはじめ、ポスター掲示、イベントやキャンペーン時におけるチラシ配布など、さまざまな媒体を利用して広報啓発活動の充実に取り組みます。	防災安全課
緊急の場合の情報提供	・生活安全に関する情報のなかで、緊急を要する情報については、防災行政無線、メール配信サービスなどを活用し、タイムリーな情報提供に努めます。	防災安全課 広報広聴課 保育課 学校教育課 小・中学校
危険ドラッグに対する認識の啓発	・広報はむら、市公式サイト等をはじめ、イベントやキャンペーン時におけるチラシ配布など、さまざまな媒体を活用し、危険ドラッグに対する危険性の認識向上を図ります。	健康課 防災安全課

【基本方針2】 地域における生活安全に関する取組みの拡大

【施策3】 地域におけるパトロール活動の充実

市では、市民生活安全パトロールとして、青色回転灯を装着した車輛による市内全域の夜間パトロールに取り組んできました。

一方、市民ボランティアにより青色回転灯装着車による昼間のパトロール活動が実施され、防犯活動をより充実させるため、市民主体により NPO の法人化が進められ、平成 23 年 9 月に認証取得しました。

今後は、安全・安心のまちづくりを担っていただく NPO の活動を支援するとともに、連携を密にし犯罪の抑止を図るための活動を続けていきます。

このほかにも市内では、金融機関や事業者による防犯パトロールや、各地域におけるパトロールや子どもの見守りなど、さまざまな自主的活動が行われています。市民、事業者それぞれが「自分たちの地域は、自分たちで守る」という意識を持ち、パトロールや子どもの見守り活動に取り組むことは、羽村市が「誰もが安心して暮らせるまち」の実現に向けて必要不可欠であることから、市ではこうした活動の充実に取り組めます。

A 市の取組み

具体的な取組み	取 組 み の 内 容	担 当 課
NPO 法人市民パトロールセンターはむらへの活動支援	・市民ボランティアにより行われてきた防犯活動をより充実させていくため、市民主体による NPO 法人が平成 23 年 9 月 30 日に設立しました。 市では、安全・安心のまちづくりを担う NPO 法人の活動を支援していきます。	防災安全課
市民生活安全パトロールの継続	・NPO 法人市民パトロールセンターはむらへ市内全域のパトロールを委託し、引き続き侵入盗犯や街頭犯罪の防止、交通事故の防止、放火などによる火災の予防に取り組めます。	防災安全課

B 市民等の取組み

具体的な取組み	取 組 み の 内 容
NPO 法人市民パトロールセンターはむらによるパトロールの実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ 徒歩パトロール隊や青色回転灯を装着したパトロールカーを使用した犯罪抑止の活動を中心に、市内全域のパトロールを実施するとともに、他の団体や関係機関等と連携を図りながら、侵入盗犯や街頭犯罪の防止、交通事故の防止、放火などによる火災の予防に取り組みます。
地域のパトロールや学校、通学路における子どもの見守りの実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「自分たちの地域は、自分たちで守る」という意識を持って、それぞれの地域の自主的なパトロール活動や、学校・通学路における子どもの見守り活動などに取り組みます。
市や関係機関等の活動への参加・協力	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市や関係機関、地域の団体等が行っているパトロール活動等への参加・協力を努めます。

C 事業者の取組み

具体的な取組み	取 組 み の 内 容
所有車輛を使った防犯パトロール活動の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市内の事業者は、所有する車輛に「市民生活安全パトロール実施中」等のマグネットシートを装着し、事業活動を通じて地域のパトロール活動に取り組みます。(市内金融機関・商工会加盟事業者等)
地域のパトロール活動等への協力	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業者は、市、関係機関、各種団体等が行う地域のパトロールや子どもの見守り活動への協力を努めます。

【施策4】 地域における自主的な活動に対する支援

地域における自主的なパトロール活動の実施や犯罪等の抑止力の向上のために、市ではパトロール活動や犯罪等の抑止に取り組む団体に対して支援を行います。

A 市の取組み

具体的な取組み	取 組 み の 内 容	担 当 課
地域におけるパトロール活動の支援	・各地域においてパトロールや子どもの見守りなどの活動に取り組む市民や各種団体に対し、腕章やベストなどの物品を貸与し、活動を行う上で必要となる知識やノウハウなどの情報提供に努めます。	防災安全課 学校教育課
街頭における防犯カメラ設置の支援	・犯罪等の抑止に向けて、各商店街等が設置する防犯カメラの機器選定等について、情報提供に努めます。	防災安全課

【施策5】 生活安全の確保のための環境整備

市民等が犯罪・交通事故・火災の被害に遭わないようにする、あるいは被害を最小限に食い止めるためには、防犯、交通安全及び火災予防のための環境の整備が重要です。

市は、各施設や道路などについて、こうした環境の整備に取り組むとともに、市民や事業者も自宅や事業所・施設について、犯罪・交通事故・火災による被害を防ぐための環境整備に取り組みます。

A 市の取組み

具体的な取組み	取 組 み の 内 容	担 当 課
市の施設の安全確保	・市の施設が、侵入盗犯等の犯罪や火災の被害に遭わないようにするため、施設の安全確保及び施設周辺の環境整備に取り組みます。	各 課
交通安全施設等の充実	・関係団体等と連携を図りながら、交通事故防止につながる、区画線・街路灯（LED化）・カーブミラー・信号機・カラー舗装・自発光式交差点標などの交通安全施設の充実を図ります。	土 木 課
消防体制・設備の充実	・各分団に配備された消防ポンプ自動車や災害活動用装備品の更新を行い、消防活動の充実を図ります。また、防火水槽、消火栓等を整備して、消防水利の充足率を維持します。	防災安全課
交通取締り強化の要請	・福生警察署に対して、交通事故の原因となる路上違法駐車やスピード違反、飲酒運転の取締り強化を要請していきます。	防災安全課
街頭防犯対策の充実	・駅周辺等に街頭防犯カメラを設置することで、犯罪等の抑止に努めます。	防災安全課
「メールけいしちょう」の情報提供	・警視庁でメール配信している「メールけいしちょう※」について、広報媒体を活用し、情報提供に努めます。	防災安全課
自転車駐車場の環境整備の充実	・安全で安心して利用ができる自転車駐車場の実現に向け、環境整備の充実に努めます。	防災安全課
自転車盗難対策の充実	・自転車盗難対策として、鍵の二重ロックを推奨し、盗難を未然に防ぐために広報媒体を活用し、周知を図ります。	防災安全課
空き家対策の実施	・空き家等対策の推進に関する特別措置法に基づく、国の基本指針の策定に即した空き家等対策計画の策定について、研究するとともに、具体的な対策の検討を行います。	各 課
駅周辺等の防犯対策の実施	・福生警察署に対して、犯罪の防止、客引き、駐車違反等の取り締まり強化を要請していきます。	防災安全課

※ 「メールけいしちょう」とは、防犯、交通安全等の情報を配信するメール配信サービスです。

B 市民の取組み

具体的な取組み	取 組 み の 内 容
消火栓・消火器点検の実施	・町内会・自治会単位で組織されている自主防災組織において、区域内の消火栓・消火器等の点検を行うなど、緊急時へ対応できる環境整備に努めます。
自宅（地域）の安全対策の実施	・道路等に面した自宅等の生垣等について、適切な管理に努めます。 ・侵入盗犯等の犯罪や火災の被害に遭わないようにするため、自宅（地域）の防犯・防火対策及び地域と自宅周辺の環境整備に努めます。
自転車盗難対策の実施	・自転車盗難対策として、自ら盗難を未然に防ぐために鍵の二重ロックに努めます。
空き家対策の実施	・地域での空き家状況について、行政等への情報提供に努めます。

C 事業者の取組み

具体的な取組み	取 組 み の 内 容
事業所・施設の安全対策の実施	・侵入盗犯等の犯罪や火災の被害に遭わないようにするため、事業所や施設の防犯・防火対策及びその周辺の環境整備に努めます。
空き家対策の実施	・空き家対策について、市と連携し、情報の共有化に努めます。

D 土地等管理者の取組み

具体的な取組み	取 組 み の 内 容
所有または管理する土地等の安全対策の実施	・所有または管理する土地、建物その他の工作物について、犯罪や火災の被害に遭わないようにするため、防犯・防火対策を講じるとともに、周辺の安全確保のための環境整備に努めます。 ・所有する建物等を他人に提供する際、契約時に、その相手方に危険薬物の販売等及び特殊詐欺の実用に供さない旨を書面等で契約するよう努めます。 また、業としての危険薬物の販売等の実用及び特殊詐欺の実用に供された場合は、契約を解除する旨を定め、解除・明け渡しを申し入れるよう努めます。

【施策6】 学校・通学路等における安全対策の推進

児童・生徒が交通事故や犯罪被害に遭わないようにするため、学校・PTA、地域住民、警察署などの関係機関と連携し、学校や通学路等における安全対策を推進します。

A 市の取組み

具体的な取組み	取組みの内容	担当課
学校における防犯対策の強化	<ul style="list-style-type: none"> 福生警察署や関係機関、スクールガードリーダーや学校ボランティア組織などと連携するとともに、各学校において、セーフティ教室などを実施し、犯罪被害を未然に防いだり、事件発生時に迅速かつ的確に対応します。 	学校教育課 小・中学校
通学路等の防犯対策の実施	<ul style="list-style-type: none"> 福生警察署やPTAなどの関係機関、スクールガードリーダーや学校ボランティア組織などと連携し、通学路、公園及び学校周辺のパトロール、子どもの見守りなどを実施するとともに、「子どもかけ込み110番」などの取組みを支援するなど、通学路等における子どもたちの安全を確保します。 通学路に防犯カメラを設置し、子ども達の見守り活動を補完します。 通学路の設定、変更する際は、所轄の警察署の意見を聴取します。 	学校教育課 小・中学校
通学路等の交通安全対策の実施	<ul style="list-style-type: none"> 福生警察署や関係機関、スクールガードリーダーや学校ボランティア組織などと連携し、通学路や学校周辺のパトロールや子どもの見守り、危険箇所の点検等を行い、子どもたちの通学路等における交通事故防止に取り組みます。また、交通安全推進委員による立哨・交通指導などを通じて、通学路における交通事故防止活動を行います。 	学校教育課 小・中学校 防災安全課

B 市民の取組み

具体的な取組み	取 組 み の 内 容
通学路等の安全対策への協力	・学校周辺のパトロールや地域における子どもの見守り、危険箇所の点検等を行い、通学路等における安全の確保に努めます。

C 事業者の取組み

具体的な取組み	取 組 み の 内 容
通学路等の安全対策への協力	・事業活動を通じて、学校周辺のパトロールや地域における子どもの見守り活動への協力を努めます。

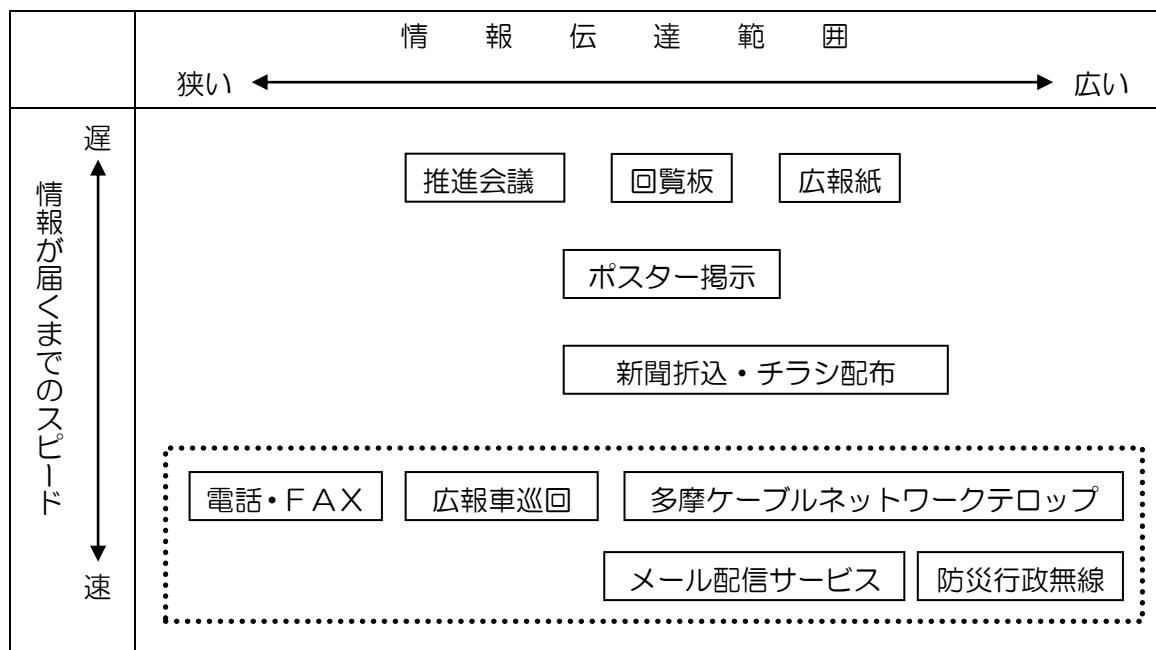
【基本方針3】 総合的な生活安全に関する施策の推進体制の整備

【施策7】 情報伝達の仕組みづくり

この計画を市全体で一体的に推進していくためには、生活安全に関する情報を、市民、事業者、市や関係機関が共有することが必要であり、それぞれが活動するうえで必要な情報を、必要な場所に伝達する仕組みづくりが不可欠です。

生活安全に関する情報といっても、緊急性の高いものや低いもの、市内全域あるいは全市民に伝達するものや、限られた地域あるいは市民に伝達すれば良いものなど、様々です。これらの情報を収集・整理し、必要なところにタイムリーに伝達するためには、効率的で有効な手段を選択して使うことが必要であることから、情報伝達の仕組みづくりに取り組みます。

●情報の種別と伝達方法



※内が緊急情報伝達手段として考えられるもの

近年の携帯電話世帯普及率（総務省公表）は約95%（平成24年末）となっており、市においても、携帯電話へのメール配信サービスを行っています。防犯情報の配信については、平成22年4月での登録者数は1,919人でしたが、平成26年7月末の登録者は9,196人となっています。

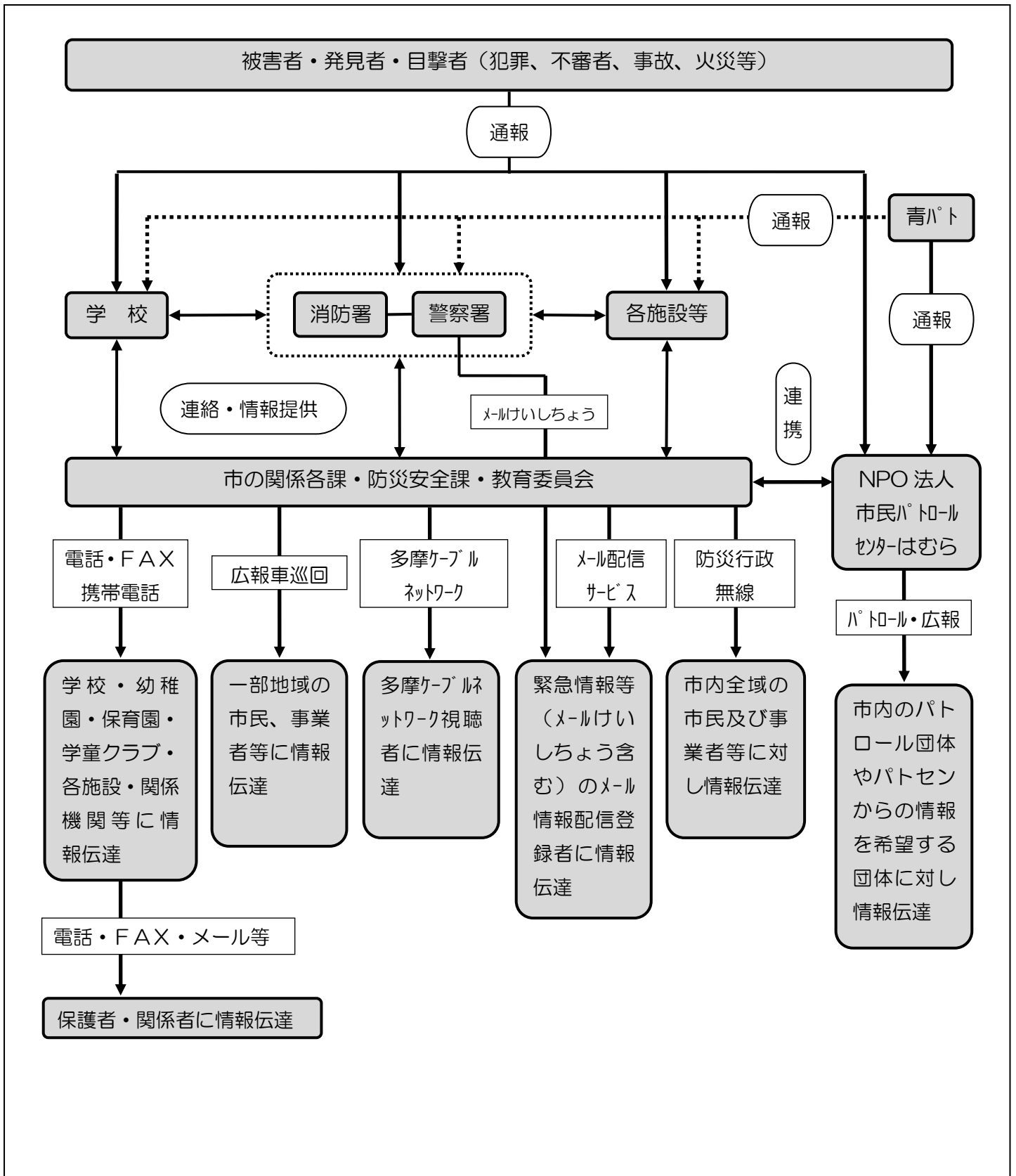
A 市の取組み

具体的な取組み	取 組 み の 内 容	担 当 課
情報伝達の仕組みづくり	<ul style="list-style-type: none"> 福生警察署などの関係機関と連携・協力し、地域での生活安全に関する活動に取り組む市民、事業者、各種団体等に対し、的確な情報提供ができるよう取り組みます。 社会状況の変化に合わせて情報伝達の仕組みを定期的に見直します。 NPO法人市民パトロールセンターはむらとの連携および情報の共有により、より広く情報提供ができるしくみをつくります。 	防災安全課
緊急情報伝達マニュアルの作成	<ul style="list-style-type: none"> 緊急情報については、情報の取扱いに慎重かつ正確な対応が求められることから、緊急情報の取扱い及び伝達についてのマニュアルの作成に取り組みます。 	防災安全課

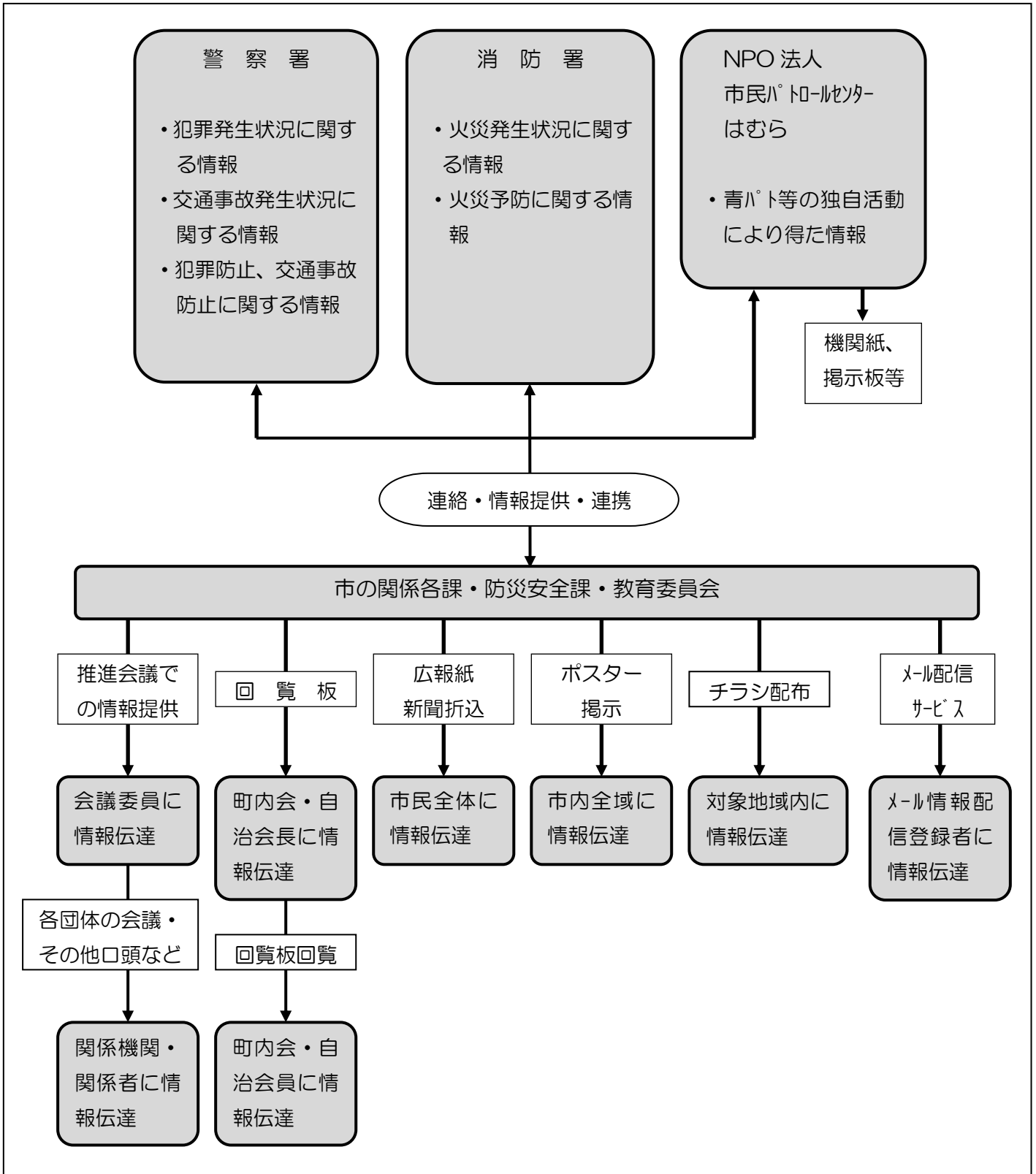
B 市民等の取組み

具体的な取組み	取 組 み の 内 容
NPO 法人市民パトロールセンターはむらを拠点とした情報の収集・発信	<ul style="list-style-type: none"> NPO 法人市民パトロールセンターはむらが独自に収集した情報については、市や関係機関と連携して、可能な範囲内で発信していきます。 NPO 法人市民パトロールセンターはむら等で独自に収集した情報を、情報の交換を希望する団体に対し伝えます。
メール配信サービス「メールけいしちょう」への登録の実施	<ul style="list-style-type: none"> 警視庁が行っているメール配信サービス「メールけいしちょう」に登録し、防犯、交通安全等の情報の収集に努めます。

●犯罪・不審者・事故・火災などの緊急情報の伝達方法



●一般情報の伝達方法



【施策8】 パトロール活動等の活動拠点の運営

地域におけるパトロール活動等を活性化していくために、防犯活動の拠点となる駅前パトロールセンターを、平成22年5月小作駅東口に、平成23年5月羽村駅西口に設置しており、犯罪抑止に向けてパトロール活動等に取り組む団体、市民等の情報交換の場として活用されています。

また、駅前以外にも犯罪抑止に向けて、市民等の情報交換の場所や福生警察署との連携・協力が必要であることから、防犯連絡所の設置を推進します。

A 市の取組み

具体的な取組み	取 組 み の 内 容	担 当 課
駅前パトロールセンターを拠点とした情報交換の場の推進	・防犯活動の拠点となる駅前パトロールセンター（羽村駅西口及び小作駅東口）を活用し、市民の情報交換の場として推進します。	防災安全課
防犯連絡所の設置を推進	・市内に防犯活動の拠点となる防犯連絡所の設置を推進します。	防災安全課

B 市民等の取組み

具体的な取組み	取 組 み の 内 容
NPO法人市民パトロールセンターはむらによる駅前パトロールセンターの運営	・市で設置した羽村駅及び小作駅のパトロールセンターの運営を、NPO法人市民パトロールセンターはむらが、市が行ってきた防犯活動を担い、リーダーシップを取り、防犯活動の拠点として、パトロール活動等に取り組む団体、市民等と連携し、運営の強化に努めます。

5 計画を推進するために

【羽村市防犯、交通安全及び火災予防推進会議の設置】

生活安全に関する施策を総合的に推進するためには、この計画に基づく市・市民・事業者・土地等管理者それぞれの取組みの内容や実施状況について、関係機関及び各団体等が情報を共有化することが必要不可欠です。そのうえで、それぞれの効果や実施方法について検討し、より効果的、効率的な取組みを一体的に推進していくための組織体制を整備する必要があります。こうしたことから、本計画を推進していく組織として、次のような「羽村市防犯、交通安全及び火災予防推進会議」（以下「推進会議」といいます。）を設置しています。

（１）推進会議の役割

推進会議の役割は次のとおりとします。

- ① 生活安全に関する各団体の取組みや活動内容、生活安全に関する情報などの共有化
- ② 羽村市防犯、交通安全及び火災予防を推進する計画に基づく施策の検討及び推進
- ③ 生活安全に関する情報提供の仕組みづくり
- ④ 市が実施する施策、事業等への協力

（２）推進会議の組織

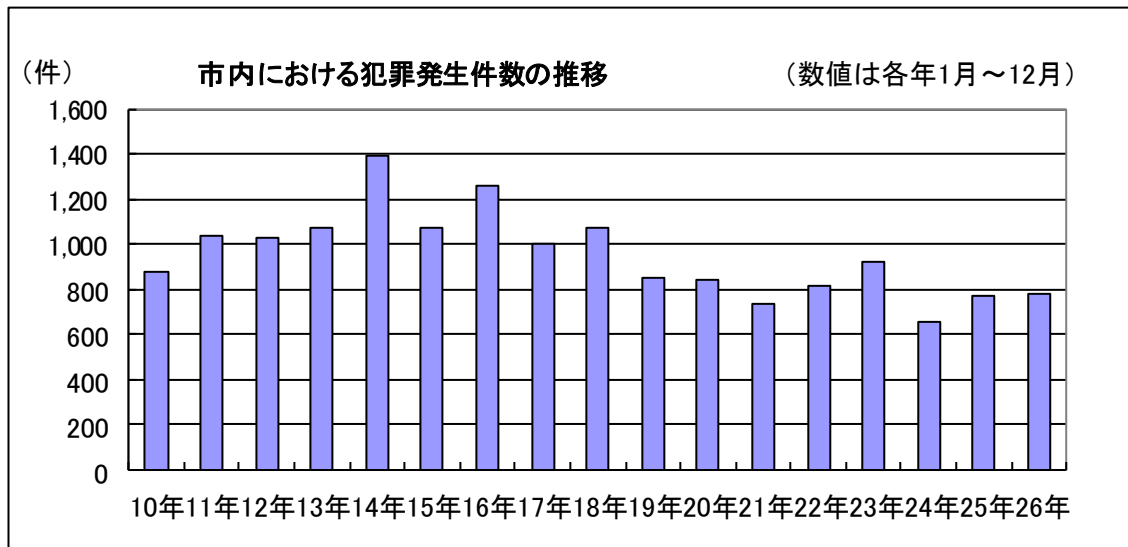
推進会議の組織は、その役割を踏まえ、

- ・生活安全に関する情報を実際に発信したり受信したりする機関、施設
- ・パトロール活動をはじめ生活の安全を守る活動を行っている団体・組織の代表者等を中心に、学識経験者や公募市民を含め、各方面で生活の安全に関する活動を行っている団体・個人により組織されるものとします。

■資料編 羽村市における犯罪、交通事故、火災の発生状況

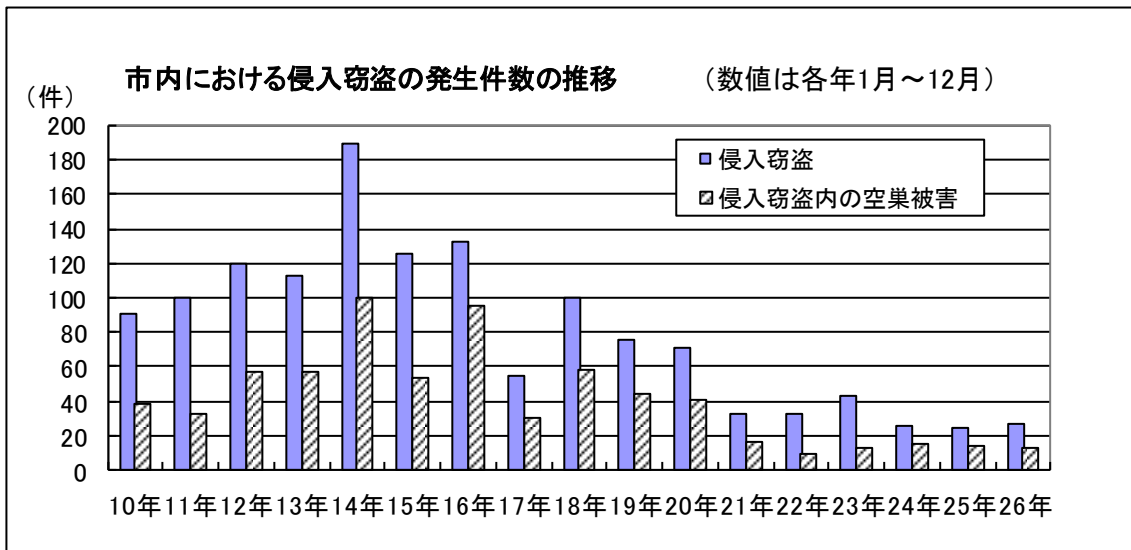
1 犯罪の発生件数の推移

平成 10 年からの市内における犯罪発生件数の推移は、次のとおりです。平成 14 年の 1,388 件をピークに減少傾向に転じ、平成 19 年以降は、概ね 800 件前後で推移しています。



これを犯罪の種別ごとにみると、侵入窃盗（空巢、忍び込み、事務所荒らし等）、非侵入窃盗（自転車盗、車上ねらい、ひったくり等）の発生件数の推移は、それぞれ次ページのとおりとなっており、両者とも平成 14 年をピークに減少傾向にあります。

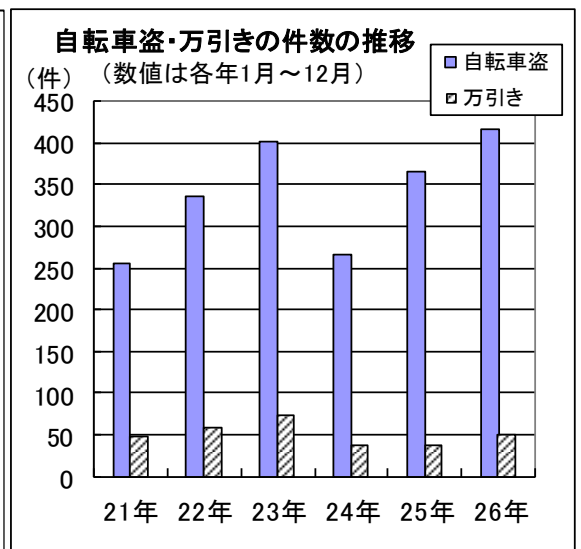
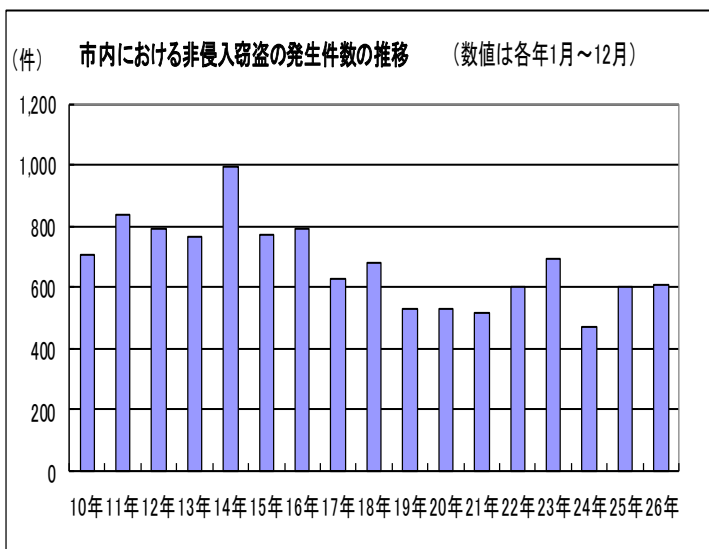
次ページの平成 10 年からの侵入窃盗の発生件数については、平成 14 年の 189 件をピークに減少傾向に転じています。なお、平成 26 年は 27 件となっています。侵入窃盗は、空巢、忍び込み、事務所荒らしなどが主なものですが、本市の場合は、平成 10 年からの全侵入窃盗のうち空巢による被害が 51% を占めており、侵入窃盗の被害の半数以上が空巢によるものとなっています。



次に、平成 10 年からの非侵入盗犯の発生件数をみると、平成 14 年の 997 件が最も多く、その後は600 件から 800 件程度で推移していましたが、平成 19 年以降は 500 件～700 件程度で推移しています。

非侵入窃盗の主なものは、自動車盗、オートバイ盗、自転車盗、車上ねらい、ひったくり、万引きなどですが、市内では、このうち自転車盗の件数が最も多くなっており、過去5年間の発生件数は、年間 250 件を超えており、平成 26 年は 400 件を超えています。

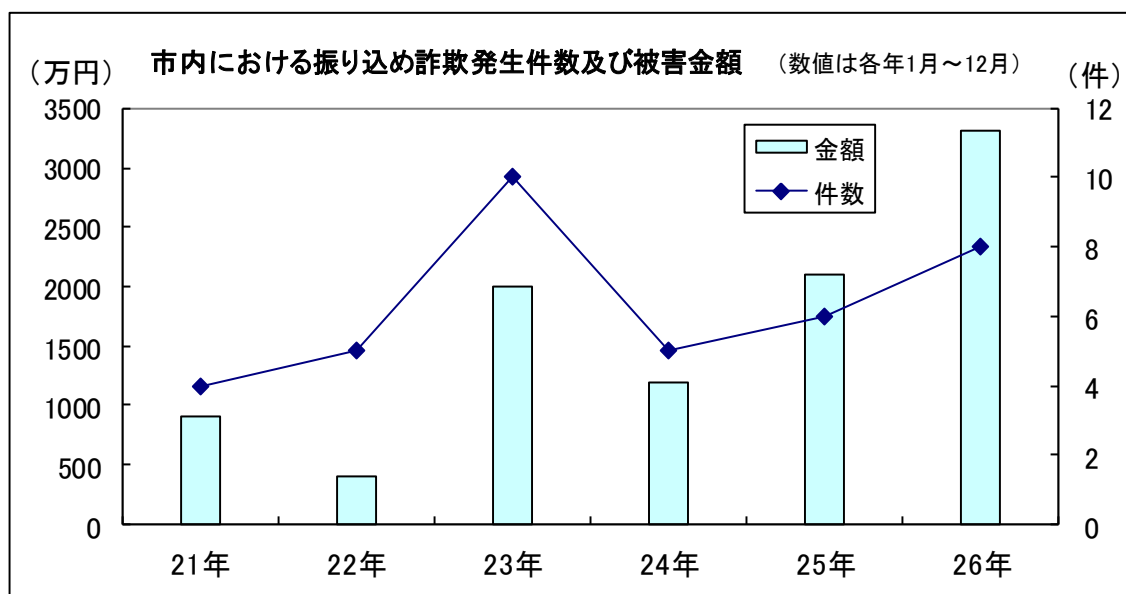
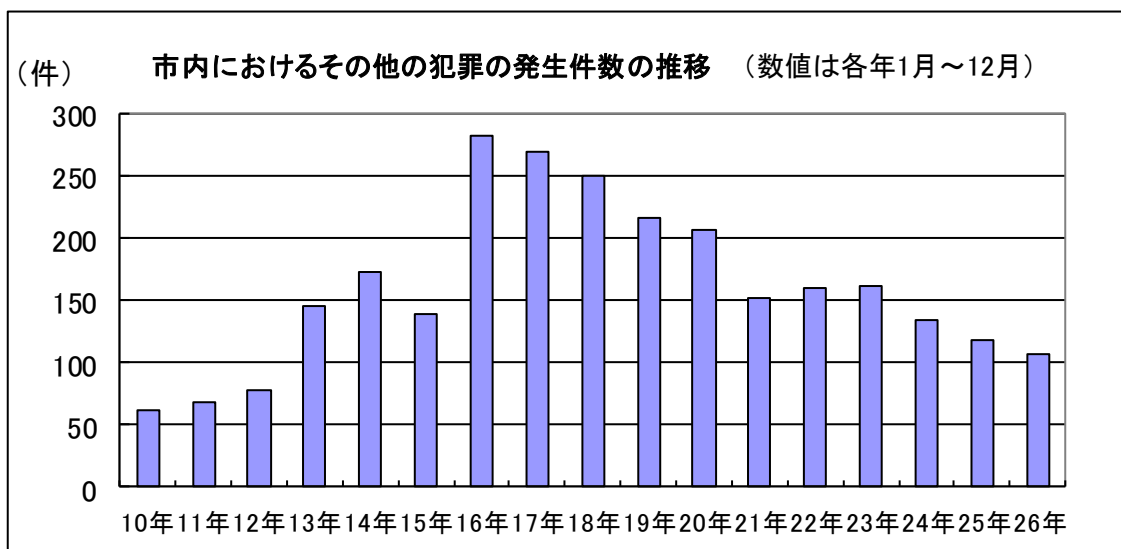
また、万引きの件数については、平成 23 年をピークに 50 件以下で推移しています。



このほか、最近、全国的に振り込め詐欺など「その他の犯罪」による被害が後を絶ちません。これは、振り込め詐欺が、「オレオレ詐欺」「架空請求」「融資保証金詐欺」「還付金等詐欺」など、手口が多様化・巧妙化しているという背景があります。

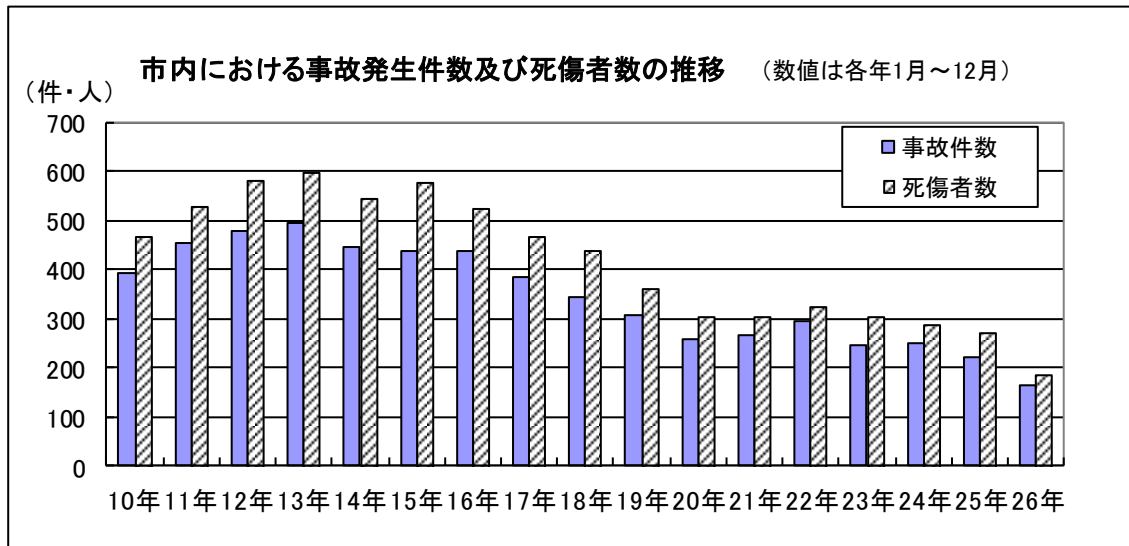
平成 10 年からの市内における振り込め詐欺などの詐欺、知能犯、強制わいせつ等の「その他の犯罪」の発生件数の推移は、平成 16 年をピークに減少傾向が見られます。

また、振り込め詐欺の発生件数は約 10 件前後で推移しているものの、1 件に対する被害金額は増加傾向にあります。



2 交通事故の発生件数等の推移

平成 10 年からの交通人身事故の発生件数及び負傷者数の推移については、次のグラフのとおりです。



平成 10 年からの市内における交通人身事故の年間発生件数の推移を見ると、平成 10 年の 393 件から平成 11 年の 454 件に増加して以来、3 年連続で増加傾向にありましたが、平成 13 年の 497 件をピークに減少傾向に転じており、ここ 7 年間は、300 件を下回る件数で推移しています。なお、平成 26 年は 164 件と過去最低になっています。

また、平成 10 年からの交通人身事故による死傷者数の推移についても、発生件数と同様の推移を示しており、平成 13 年の 601 人をピークに減少傾向にあり、ここ 3 年間についても、300 人以下で推移しています。

平成 10 年からの交通人身事故発生件数及び死亡者、重傷者、軽傷者数の内訳

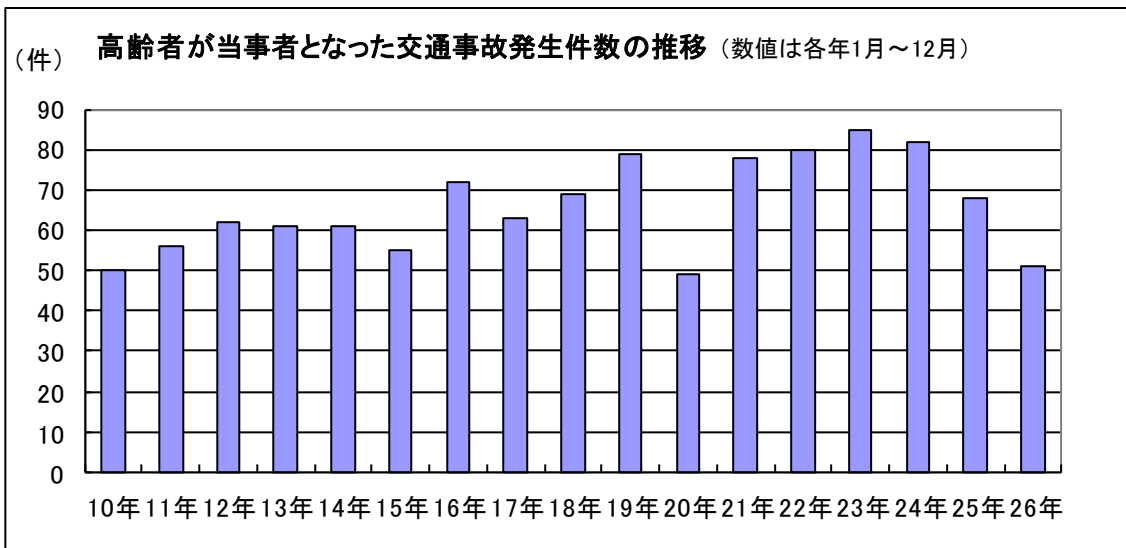
平成 10 年からの人身事故発生件数及び死亡者、重傷者、軽傷者数の内訳については、次の表のとおりです。

(数値は各年 1 月～12 月)

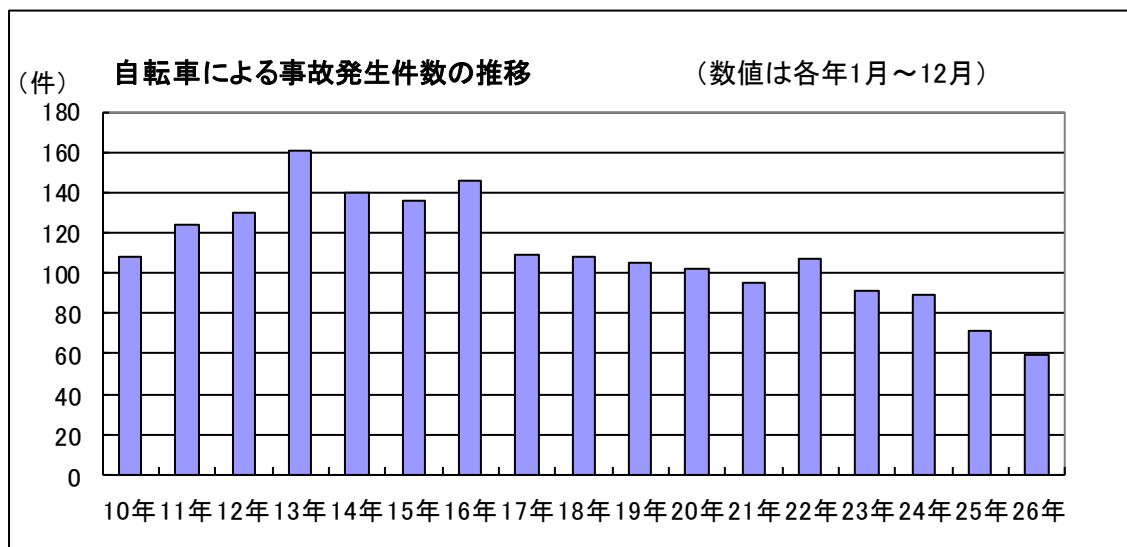
	人身事故発生件数・死傷者数内訳						合 計	
	死亡事故		重傷事故		軽傷事故			
	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数
平成 10	2	2	11	11	380	457	393	470
11	0	0	7	7	447	524	454	531
12	0	0	4	5	474	578	478	583
13	3	3	9	9	485	589	497	601
14	1	1	14	16	433	529	448	546
15	3	3	14	14	422	563	439	580
16	1	1	12	12	424	512	437	525
17	2	2	7	7	376	458	385	467
18	1	1	3	3	340	436	344	440
19	1	1	3	4	304	356	308	361
20	0	0	1	1	257	302	258	303
21	1	1	3	3	261	300	265	304
22	2	2	1	1	291	323	294	326
23	2	2	0	0	274	302	275	304
24	1	1	0	0	250	289	251	290
25	1	1	2	5	220	266	223	272
26	2	2	0	0	162	183	164	185
合 計	23	23	91	98	5,800	6,967	5,913	7,088

市内の交通事故件数・負傷者数は減少傾向にある一方で、最近では高齢者の事故の増加や自転車による事故が問題となっています。

なお、平成 10 年からの市内における高齢者（65 歳以上）が当事者となった交通事故の発生件数は、次ページの表のとおりです。平成 11 年以降、年間 50 件から 80 件で推移しており、平成 23 年に 85 件に増加しましたが、その後は減少しています。

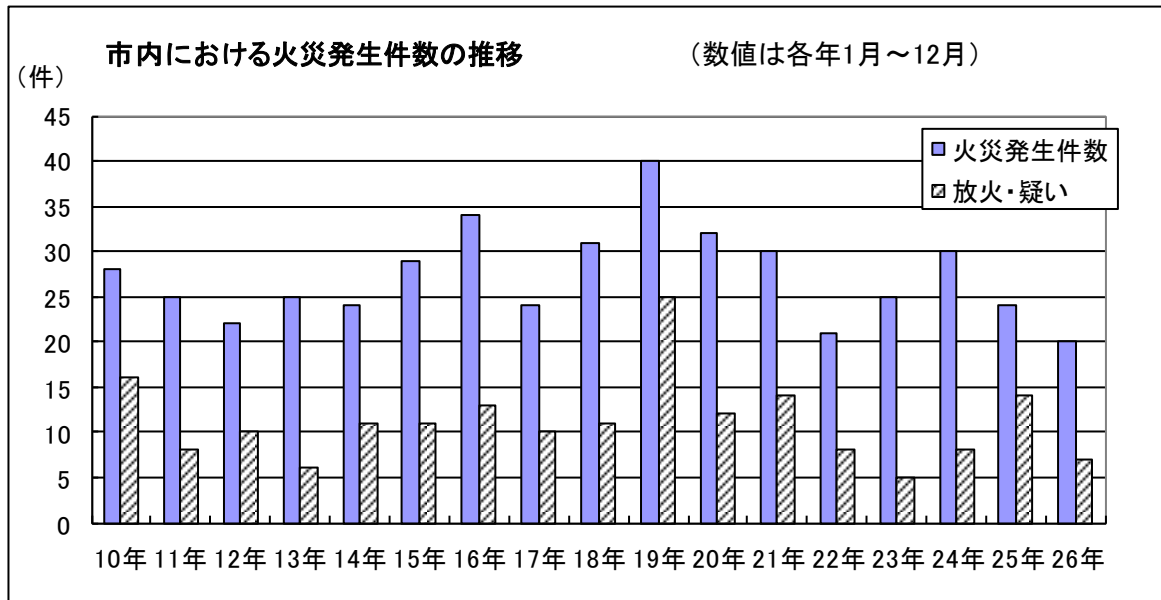


また、平成 10 年からの市内の自転車による交通事故の発生件数の推移は次のとおりです。平成 13 年の年間 161 件をピークに現在は減少傾向にあります。



3 火災の発生件数の推移

平成10年からの市内における火災発生件数の推移は、年間概ね20件～40件の火災が発生していましたが、平成21年以降の過去6年間では20件～30件で推移しています。



市内における火災原因別発生件数については、火災の原因としては、放火（疑いも含む。）によるものが最も多くこの16年間で189件となっており、発生した火災の約41%を占めています。このほか、電気関係のトラブルによる出火82件（18%）、ガス器具による出火51件（11%）の順となっています。

市内における火災原因別発生数一覧 (数値は各年1月～12月)

年次	10年	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	合計
放火・疑い	16	8	10	6	11	11	13	10	11	25	12	14	8	5	8	14	7	189
たばこ	2	4	7	3	2	0	4	4	2	3	3	0	4	4	4	1	1	48
ガス器具	3	1	1	3	1	3	2	1	5	4	3	8	3	3	7	1	2	51
火遊び	0	3	1	0	0	2	4	1	3	0	0	2	1	2	0	0	0	19
電気関係	2	5	0	7	3	6	5	5	7	7	9	2	1	4	8	5	6	82
間接雷	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
その他	5	4	1	6	7	7	6	3	3	1	5	4	4	7	3	3	4	73
火災発生件数	28	25	22	25	24	29	34	24	31	40	32	30	21	25	30	24	20	464

第三次羽村市防犯、交通安全及び火災予防を推進する計画

(平成 27 年 4 月～平成 30 年 3 月)

平成 27 年 3 月発行

平成 28 年 3 月改訂

発行 羽村市

編集 羽村市市民生活部防災安全課

〒205-8601

東京都羽村市緑ヶ丘 5 丁目 2 番地 1

電話 042-555-1111 (内) 215・216

FAX 042-554-2921

市公式サイト <http://www.city.hamura.tokyo.jp>

防災安全課メールアドレス s106000@city.hamura.tokyo.jp